

## 環境局職場改善推進委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、環境局における職場改善（環境局のあらゆる職場で、すべての職員が、自らの職務の価値と意味を確認し、より効果的・効率的な方法を考え、職員自らが工夫をこらして実行することにより、職員の意識改革と職場風土の活性化を図ること）を推進し、より一層の市民サービス向上に努めることを目的として、環境局職場改善推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を行う。

- (1)局の職場改善の推進に関すること。
- (2)職場改善事例の審査に関すること。
- (3)はなまる活動表彰制度にかかる所属長推薦の審査に関すること。
- (4)その他前条に規定する目的の達成に必要なこと。

### (構成)

第3条 委員会に、委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は局長を、副委員長は理事及び総務部長をもって充てる。
- 3 委員会の構成員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員会)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその業務を代理する。
- 3 委員長が必要とするときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

### (職場改善委員会)

第5条 別表第2に定める課・事業所等に職場改善委員会（以下「職場委員会」という。）を設置する。

- 2 職場委員会は、別表第3に定める者により構成する。
- 3 職場委員会は、職場独自で職場改善に取り組み、その内容を委員会に報告し、助言を受ける。

### (職場改善サポート隊)

第6条 職場委員会が効果的に運用されるようサポートするとともに、委員会と職場委員会との調整をする組織として、職場改善サポート隊（以下「サポート隊」という。）を設置する。

- 2 サポート隊は、別表第4に定める者により構成する。

### (事務局)

第7条 委員会の庶務は、総務部職員課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は、平成23年8月31日より施行する。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

(附則)

この要綱は、平成24年8月2日より施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年10月1日より施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

役職	補職
委員長	局長
副委員長	理事（他団体に派遣されている者を除く。）
副委員長	総務部長
委員	改革推進担当部長
委員	環境施策部長
委員	エネルギー政策担当部長
委員	環境管理部長
委員	事業部長
委員	総務課長
委員	職員課長

別表第 2（第 5 条関係）

総務部総務課
総務部企画課
総務部職員課
総務部施設管理課
総務部施設管理課（斎場・霊園）
環境施策部環境施策課
環境管理部環境管理課
環境管理部環境管理課（産業廃棄物規制）
環境管理部環境規制課
環境管理部環境規制課（北部環境保全監視）
環境管理部環境規制課（東部環境保全監視）
環境管理部環境規制課（西部環境保全監視）
環境管理部環境規制課（南東部環境保全監視）
環境管理部環境規制課（南西部環境保全監視）
事業部事業管理課
事業部家庭ごみ減量課
事業部一般廃棄物指導課
東北環境事業センター
城北環境事業センター
西北環境事業センター
中部環境事業センター
中部環境事業センター出張所
西部環境事業センター

東部環境事業センター
西南環境事業センター
南部環境事業センター
東南環境事業センター

別表第 3 (第 5 条関係)

役職	補職
委員長	課長・事業所長
副委員長	課・事業所等で選任
委員	課・事業所等で選任
事務局	課・事業所等で選任
連絡員	課・事業所等で選任

別表第 4 (第 6 条関係)

役職	補職
代表	総務部長
	職員課人材育成担当課長代理
	総務課担当係長 (広報担当)
	職員課担当係長 (研修担当)